

令和４年度第２回労使間意見交換会

１ 日 時：令和５年１月２６日（木）１０：００～１１：２４（８４分）

２ 会 場：秘書課研修室（本館７階 ドアNo.772、774、776）

３ 出席者：

（当局側）河南秘書課長、押切予算課長、井上地方課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、高山輸出・国際局総務課長、高橋農産局総務課長、天野畜産局総務課長、平山経営局総務課長、神田農村振興局総務課長、佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、三宅秘書課人事企画官

（組合側）渡邊書記長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和４年度第２回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（河南秘書課長）

本日は、「令和５年度農林水産予算概算決定」と「令和５年度組織・定員」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いします。

（三宅秘書課人事企画官）

本日は２つの議題があるため、２部構成で実施することとしたい。

配付資料は、第１部資料として「令和５年度農林水産予算の概要」を、第２部資料として「令和５年度組織・定員について」をそれぞれ使用する。

それでは、第１部の出席者を紹介する。

当局側として、河南秘書課長、押切予算課長、井上地方課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、高山輸出・国際局総務課長、高橋農産局総務課長、天野畜産局総務課長、平山経営局総務課長、神田農村振興局総務課長、佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

最初に、資料 1「令和 5 年度農林水産予算の概要」について、押切予算課長から説明する。

（押切予算課長）

令和 5 年度の農林水産関係予算について説明する。

お手元の冊子資料 1 の 2 頁の全体概要をご覧ください。

令和 5 年度当初予算額は 2 兆 2,683 億円であり、全体を 11 の柱に沿って整理している。

1 番目の柱は「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策」である。

過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換を図るため、水田の畑地化の促進や加工・業務用野菜の生産拡大、飼料穀物の備蓄と流通の合理化等に必要な予算を確保している。

2 番目の柱は「生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進」である。

畜産・酪農、野菜、果樹、花きなど品目ごとの対策や、水田での需要に応じた生産の推進等に必要な予算を確保している。

3 番目の柱は「2030 年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化」である。

マーケットインによる海外での販売力の強化や、食品産業における国産原材料への切替促進等に必要な予算を確保している。

4 番目の柱は「環境負荷軽減に資する『みどりの食料システム戦略』の実現に向けた政策の推進」である。

化学農薬・化学肥料の使用量低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発等に必要な予算を確保している。

5 番目の柱は「スマート農林水産業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーションの推進」である。

スマート農業技術の社会実装の加速に必要な技術開発・実証・産地支援等に必要な予算を確保している。

6番目の柱は「食の安全と消費者の信頼確保」である。

家畜の伝染性疾病の発生予防や、重要病害虫の侵入・まん延防止等に必要な予算を確保している。

7番目の柱は「農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備」である。

将来の農地の集約化に向けた地域計画の策定や、農業農村整備事業の実施等に必要な予算を確保している。

8番目の柱は「農山漁村の活性化」である。

中山間地域等の農用地保全を軸とした総合的な対策の推進や日本型直接支払の実施、鳥獣被害防止対策等に必要な予算を確保している。

9番目の柱は「カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長」である。

川上の生産性向上から川下の需要拡大までの支援や森林整備事業、治山事業の実施等のために必要な予算を確保している。

10番目の柱は「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」である。

資源調査・評価の拡充や漁獲変動等に伴う減収の補填、多目的漁船による新たな操業・生産体制への転換等に必要な予算を確保している。

最後の柱は「防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進」である。

令和4年8月の大雨等の災害からの復旧・復興に必要な予算を確保している。

説明は以上である。

(渡邊書記長)

本日の意見交換会は、「食料・農業・農村基本計画」等に基づく各種施策や食料安全保障の強化など、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための大変重要な予算、組織・定員等の意見交換であると位置付けている。

さて、2023年度の概算要求は、ロシアのウクライナ侵攻により世界情勢が不安定化するなか、エネルギーや原料を輸入に頼る日本では急激な円安も相俟って物価が高騰し、また、第8波に突入したコロナ禍など、厳しい経済・社会情勢のもと、例年に増して予算案確定に向けて大変な作業であったものと思われる。まずは、冒頭、各原局担当者の皆さんをはじめ、関係各位のこの間の対応に敬意を表したい。

今ほど、農林水産予算概算決定の概要について説明があったところであるが、2023 年度予算は、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策、生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進、食の安全と消費者の信頼回復等の重要政策が盛り込まれている。また、2022 年度第 2 次補正予算もあわせ、昨年 12 月に決定された「食料安全保障強化政策大綱」に基づき、食料安全保障強化のための重点対策を継続的に実施するとともに、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出の促進、農林水産業のグリーン化の主要施策が推進されることになる。

さらに、これらの重要施策を一体となって担う所管独立行政法人においては事務・事業の円滑な実施はもとより、安心して働きつづけられる職場環境の整備など、組合員の雇用・労働条件の確保にも必要な予算となる。

しかし、農林水産行政を担う組合員からは、増加する業務量に対して連年にわたる定員純減による人員不足、業務の抜本的見直し・効率化がすすまないなかで、慢性的な超過勤務実態や心身の疲労による不安の意見が寄せられている。予算執行にあたっては、農林水産行政の着実な推進はもとより、それを支える組合員の労働条件上の課題や業務運営上の問題についても、しっかり配慮されるよう当局としての責任ある対応を求めている。

それでは、それぞれ担当より伺い、意見交換させていただきたい。

総 論

（関調査交渉部長（非現業担当））

農林水産省の 2023 年度当初予算額は、本年度比 99.6%の 2 兆 2,683 億円と昨年に引き続き微減となっているが、各種事業に必要な予算は十分に確保できたのか。

また、2022 年度第 2 次補正予算は、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策など 8,206 億円が措置されているが、次年度当初予算の執行とあわせ、超過勤務手当や旅費、庁費など業務遂行に必要な予算は十分に確保されているのか。

さらに、2023 年 4 月から定年引上げがスタートするが、暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に係る人件費を含め、必要な人件費予算は確保されたのか。

（押切予算課長）

令和 5 年度当初予算については、令和 4 年度補正予算と合わせて、農林水産業をめぐる諸課題にしっかりと対処できる予算を確保できたものと考えている。

また、超過勤務手当や旅費、庁費等の業務遂行に必要な予算や短時間勤務再任用を始めとする人件費についても、各職場の実情に合わせて当初予算で確保している。

（関調査交渉部長（非現業担当））

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」、「総合的な T P P 等関連政策

大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討するとされていたが、今回の予算額にそれぞれどのように反映されているのか。

（押切予算課長）

国土強靱化、ＴＰＰについては補正予算で、食料安全保障の強化については補正予算と当初予算を合わせて必要な予算を確保している。

食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

（関調査交渉部長（非現業担当））

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援するとして新規に措置されているが、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点はどうにかかわるのか。また、予算概算時にはどの事業として要求していたものか。

（高橋農産局総務課長）

地方農政局等及び県域・地域拠点には、昨年度補正予算の水田リノベーション事業と同様に、現在実施中の要望調査やその後の申請手続き等を円滑に行うため、本省と連携を密にしながら、都道府県から提出された計画書や地域特認メニューの承認、都道府県、市町村等への情報提供や助言等をお願いしたいと考えている。

なお、概算要求の段階では、「水田活用直接支払交付金」の「水田リノベーション助成」として要求していたものである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の利用拡大に向け、消費・流通・生産それぞれの段階における取組を集中的に支援するとして新たに措置されたが、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点はどうにかかわるのか。

また、予算概算要求では、新たな米の需要創造につながる取組を支援するとして「米・米粉の需要拡大（２．５億円）」を要求していたが、それについてはどのような結果となったのか。

（高橋農産局総務課長）

米粉の利用拡大支援対策事業については、本省が事業実施主体を公募・採択することとしている。地方農政局等及び県域・地域拠点においては、本事業の周知・紹介や関心のあ

る事業者の本省への取り次ぎ等をお願いしたい。

また、概算要求の段階で要求していた「米・米粉の需要拡大」の 2.5 億円については、米の需要拡大の 0.23 億円に係る事業を除き、本事業の中で実施することとしている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

畜産農家と飼料作物を生産する耕種農家との連携や飼料生産組織の運営強化、高栄養価牧草の導入による草地改良などの取組を支援し、飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進を図るとして 120.0 億円が新たに措置されているが、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点はどうにかかわるのか。

（天野畜産局総務課長）

飼料自給率 34%の目標達成に向けて、国産飼料をベースとした畜産経営への転換を進める起爆剤とするため、本事業を措置したところである。

このうち、高栄養価牧草を用いた草地改良推進や国産稲わら利用拡大実証等については、地方農政局等において関係都道府県・団体等との連絡調整や交付事務等を実施することとなるが、併せて現場や関係各所への周知や助言等をお願いしたい。

生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進

（関調査交渉部長（非現業担当））

経営所得安定対策について、予算概算要求 2,730.1 億円から 2,584.2 億円に減額、本年度予算からも 230.3 億円減額となっている理由は何か。また、経営所得安定対策等推進事業等予算も減額となっているが、農業再生協議会の役割が益々重要となるなか事務・事業の円滑な実施に支障はないのか。さらに、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点の旅費、非常勤職員の雇用経費を含む庁費は確保できたのか。

（高橋農産局総務課長）

ゲタ対策である畑作物の直接支払交付金については、昨年 12 月 7 日の食料・農業・農村政策審議会食糧部会にて妥当との意見を得た改定交付単価に基づき改めて積算し、所要額を計上したものである。また、ナラシ対策である収入減少影響緩和交付金については、農業者拠出金のうち、令和 5 年度に支払う可能性のある最大見込み額を精査し、この 3 倍程度の額を国費で計上したものである。

また、経営所得安定対策等推進事業費については、対策等への加入者数が減少していることから、業務量が若干ではあるが減少傾向にあるため、令和 5 年度予算においては、対前年度予算▲1%となったところであるが、農業再生協議会の事務・事業の運営に支障はないと考えている。

さらに、地方農政局等及び県域・地域拠点の旅費、非常勤職員の雇用経費を含む庁費は、適切に確保されたものと考えている。

2030 年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化

（関調査交渉部長（非現業担当））

現在、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点及び植物防疫所・動物検疫所並びに漁業調整事務所が行っている輸出農産物等の証明書発行業務について、業務に必要な旅費、非常勤職員の雇用経費を含む庁費は確保できたのか。

（高山輸出・国際局総務課長）

非常勤職員の雇用経費を含め、輸出証明書発行業務に必要な予算を確保したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

衛生証明書の交付業務について、第 1 回労使間意見交換会では、「現時点で、更なる業務移管は予定していないが、輸出先国が新たに証明書の発行を求める場合もあり、新たな案件が発生した場合には、前広に情報提供させていただく。」との見解が示されていたが、その後の状況に変化はないのか。また、2022 年 7 月から成田空港での衛生証明書の交付業務を行っているが、他の空港での計画はどのようになっているのか。

（高山輸出・国際局総務課長）

今後、新たに輸出先国が衛生証明書の発行を求めるものとして、ニュージーランド向け水産食品、カタール向け水産食品、ヨルダン向け水産食品、豪州向け二枚貝及び台湾向け水産食品に係るものがあり、改めて情報提供することとしたい。

また、これまで行っている羽田空港及び成田空港以外の空港での交付については、今後、輸出事業者のニーズが出てきた場合には、どのような体制で対応が可能であるか検討していく。

環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進

（轟調査交渉部長（独法担当））

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業について、予算概算要求額から大幅に 48.4 億円減額、本年度予算からも 2.8 億円減額の 31.9 億円となっているが、みどりの食料システム戦略実現に向けて、国主導で実施すべき重要な分野の戦略的な研究開発はどのように推進するのか。また、農研機構及び国際農研の役割はどのようになるのか。

さらに、スマート農業における優れた技術の横展開のための導入実証等を推進するのに十分な予算額となっているのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業については、概算要求で 80 億円要求したところであるが、その要求内容の一部であるスマート開発実証実装の 44 億円、ペレット堆肥開発実証 10 億円、品種開発 10 億円を補正予算で前倒しし、これらと今回の概算決定額 32 億円とを合わせ、計 96 億円を計上しており、国主導で実施すべき重要分野について、戦略的に研究開発を推進していくための予算は確保されたものと認識している。

こうした中、国主導で実施すべき重要な分野の戦略的な研究開発については、令和 5 年度当初予算において、みどりの食料システム戦略実現に資する品種開発加速化のための育種ビッグデータ利用技術の開発や、化学肥料使用量低減に資する子実用トウモロコシを導入したブロックローテーション体系の構築、園芸作物における有機栽培に対応した病害虫対策技術の構築等の推進に必要な予算を計上しているところである。このほか、令和 4 年度補正予算において、革新的新品種の開発を推進することとしている。

なお、本事業において農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターの役割に変更はない。

また、スマート農業の推進については、これまでの実証成果を踏まえ、導入実証から不足する技術の開発や実証成果の横展開に軸足を移しつつあるところであり、事業内容についても、これらに重点化した内容となっている。

このように、本事業の実施に必要な予算は措置されたと考えているところであるが、こうした技術開発や横展開の成果が速やかに社会に浸透していくよう、しっかりと取り組んでまいりたい。

（轟調査交渉部長（独法担当））

ムーンショット目標 5 の実現に向け、新たな課題である食料安全保障の強化に対応するために研究開発費を増額要求していたが、予算概算要求額から 20.4 億円減額、本年度予算とは同額となっているが、生物系特定産業技術研究支援センターにおける基金の設置や事業の円滑な推進に支障はないのか。また、予算規模が変わらなかったことから、生物系特定産業技術研究支援センターの業務量について大きな変更はないとの理解で良いか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

ムーンショット型農林水産研究開発事業については、予算編成過程においてムーンショット型研究の基金の積み増しを行わなかったところである。他方、農林水産分野については、令和 3 年度補正予算による基金の積み増しにより必要な予算は確保しており、事業の予算規模は従来どおりである。そのため、生物系特定産業技術研究支援センターの業務量についても従来どおりと認識しており、本年度と同様の事業推進費 1.6 億円を確保したこ

とで、事業の円滑な推進に支障はないものと認識している。

（轟調査交渉部長（独法担当））

「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出については、スタートアップへの総合的支援を除けば本年度予算を下回る予算となっているが、社会実装を加速するためのオープンイノベーション研究・実用化推進事業などを円滑に推進できる予算となっているのか。

また、スタートアップへの総合的支援については、本年度予算から 3.5 億円の大幅な増額となる 7.7 億円となっているが、これらの事業を担う資金配分機関としての生物系特定産業技術研究支援センターの機能強化のための予算も確保できたのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出については、概算要求内容の一部であるスタートアップへの支援を令和 4 年度 2 次補正予算で前倒しし、これと今回の概算決定額を合わせれば、昨年度とほぼ同額であり、厳しい財政状況の中、必要な予算は概ね確保できたものと考えている。オープンイノベーション研究・実用化推進事業については、可能な限り昨年度と同様の課題採択を行えるよう、運用の一部見直しを検討し、事業を円滑に推進できるように取り組んでいく。

また、スタートアップへの総合的支援については、政府全体として重点化している分野でもあり、必要な予算は確保できたものと考えている。これらの事業を担う資金配分機関としての生物系特定産業技術研究支援センターの機能強化に係る経費については、引き続き効率的な執行を進めつつ、今年度の業務状況を踏まえた上で必要な経費を確保してまいりたい。

スマート農林水産業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

（轟調査交渉部長（独法担当））

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業の一環として、スマート農業技術の実証、開発・改良等に向けて 39.4 億円の予算概算要求を行っていたのに対して、2023 年度予算 12.0 億円と 2022 年度第 2 次補正予算 44.0 億円となっているが、事業目標である 2025 年度までの事業費が確保されたとの理解で良いか。補正予算も含めれば、予算概算要求以上の予算が措置されているが、どの部分を拡充等するのか。また、農研機構は具体的にどのような役割を担っていくのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

予算については、毎年度必要な予算を措置するものであり、今回の補正予算及び当初予

算をもって令和7年度までに必要な事業費が確保されたとは考えておらず、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。

こうした中、スマート農業についてはこれまで行ってきた実証の成果から、導入実証から不足する技術の開発や実証成果の横展開に軸足を移しつつあるところであり、事業内容についても、これらに重点化した内容としている。

なお、こうした技術開発や実証における農業・食品産業技術総合研究機構の役割はこれまでと変わるものではない

食の安全と消費者の信頼確保

（関調査交渉部長（非現業担当））

植物防疫所及び動物検疫所においては、国際線の復便や外国クルーズ船の寄港再開に伴う超過勤務及び国内検疫や防疫支援の増加に伴う広域出張の増加が見込まれるが、必要な超過勤務手当予算及び旅費は十分に確保できたのか。

（平中消費・安全局総務課長）

超過勤務手当及び旅費については、検疫業務に必要な予算を計上したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

動植物検疫探知犬について、140 頭体制を維持し国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実するとしているが、具体の配置計画はどのようになっているのか。

また、現場からは訪日外国人旅行客の増加等に対して人員不足との報告があがっているが、必要な非常勤職員等の雇用経費は確保できたのか。

（平中消費・安全局総務課長）

動植物検疫探知犬については、国際郵便物や国際線の到着状況等に応じ、主要空港、地方空港、国際郵便物の検査など計画的に配置するとともに、補助員等の配置を行うこととし、必要な予算を計上したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

新たに植物防疫所郵便物検査強化対策費として植物防疫官の検査を補助する職員を活用するとしているが、配置人数や配置場所はどのようになっているのか。

また、地方空港におけるLAN回線の設置、光熱費の高騰、輸入検疫における種苗類の暫定検疫措置追加に伴う遺伝子診断検査用試薬等の予算の確保が必要等との意見があがっているが、必要な庁費等は確保できたのか。

さらに、植物防疫所においては、官用車の長距離運転が常態化していることから、官用

車の安全対策を強化する必要があるが、予算措置は講じているのか。また、どのような対策を講じるのか。

（平中消費・安全局総務課長）

郵便物検査強化対策については、検査補助として非常勤職員を活用しており、令和4年度においては郵便物検査強化が本格実施されている東京国際郵便局に5人及び川崎東郵便局に5人を配置してきたところである。令和5年度において必要な予算を確保したことから、他の国際郵便局においても業務状況を踏まえ適切に配置してまいりたい。

また、地方空港におけるLAN回線の設置等に要する庁費や官用車の安全対策については必要な予算を計上したところである。

なお、長距離移動を伴う出張については、職員に過度の負担増とならないよう、公共交通機関の利用、泊付き出張等、職員の健康状態等に配慮し引き続き無理のない計画となるように、適切に対応してまいりたい。

農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備

（関調査交渉部長（非現業担当））

農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援するため予算概算要求 24.0 億円から決定額 8.0 億円となっているが、事務・事業の推進に支障はないのか。

（平山経営局総務課長）

地域計画策定推進緊急対策事業については、これまで、国において、地域計画を円滑に策定できるよう策定マニュアルの作成、先行事例の紹介、令和4年度予算事業を活用した計画の策定推進など市町村等の事務負担軽減に取り組んできたところであり、計画の策定に支障を来さない予算額を確保できたものと考えている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

畑作等促進整備事業について、2023 年度からの新事業として 20.0 億円が措置されているが、事業の推進にあたって、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点のかかわりはどうなるのか

（神田農村振興局総務課長）

畑作等促進整備事業は、麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するものである。

本事業への関わりについては、地方農政局において、他の補助事業と同様に補助金の交付に関する事務を行うこととしている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

国営土地改良事業所等において、事務費等（超過勤務手当、旅費、庁費等）は、十分に措置できたのか。

また、超過勤務予算について、前年度比でどのくらい増額できたのか。

（神田農村振興局総務課長）

国営土地改良事業の実施に必要な事務費等については業務遂行に支障を来さない所要額を計上するとともに、超過勤務手当については前年度同額程度の８億５千８百万円を確保しており、業務遂行に必要な予算を確保できたものと考えている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

実効ある超過勤務縮減が課題となっている中で、職員の負担軽減策として示されている工事・監督事務の外注や非常勤職員の雇用など、業務の簡素・合理化に必要な予算は確保できたのか。

（神田農村振興局総務課長）

工事の発注・監督事務の外注や非常勤職員の雇用などについては、国営土地改良事業の推進のために必要な予算額を計上しているが、事業の実施に当たっては、引き続き予算の効率的な執行に努めてまいりたい。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

（轟調査交渉部長（独法担当））

予算概算要求では、高まる資源調査のニーズへの対応を図るため、「蒼鷹丸」の代船建造費を要求していたが、どのような結果となったのか。

また、ドック予算をはじめ、船舶の運航や安全性を確保するための必要な予算は確保できたのか。

（河村水産庁漁政課長）

令和５年度当初予算には「蒼鷹丸」の代船建造費は計上されなかったが、水産研究・教育機構の所有する調査船については、令和元年５月に取りまとめた「官船及び機構船のあり方について」を踏まえ、引き続き、計画的な代船建造等の実施に向けた予算の確保に努めてまいりたい。

また、ドック予算及び消耗・老朽部品等の交換・修理などの安全運航に必要な予算については、令和5年度当初予算において、船舶の運航及び安全性に支障がないよう、必要な予算を計上している。

（関調査交渉部長（非現業担当））

外国漁船対策等として、本年度から鳳翔丸が本格的に取締活動を開始するとともに、白竜丸が札幌支部（北海道漁業調整事務所）に移管され取締・検査体制の構築が図られたところであるが、燃油価格が高騰する中で船舶の安全運航に必要な予算は確保できたのか。

また、船用品の調達に支障を来さないよう体制整備は行われているのか。

さらに、Wi-Fi等の通信設備等の検討状況は、どのようになっているのか。

（河村水産庁漁政課長）

本年度から新造船の鳳翔丸が本格的に取締業務に従事するなど、漁業取締体制の強化のため、官船の増隻や代船建造を進めてきたところである。令和5年度の漁業取締関係予算については、こうした体制を活用した万全な取締りの実施に必要な予算を確保したところである。

また、漁業取締活動を効率的に実施するため、取締機器類の換装を行うとともに、老朽化した船用品の換装を行うことにより航行の安全を図ってまいりたい。

なお、官船における航海中のWi-Fi利用については昨年6月に利用条件の規約を定めて運用を開始したところである。

地方農政局、北海道農政事務所

（関調査交渉部長（非現業担当））

地方農政局及び北海道農政事務所の超過勤務手当予算について、本年度から実績を踏まえた予算額に変更されたが、業務運営に必要な予算は確保できたのか。

（井上地方課長）

地方農政局及び北海道農政事務所の超過勤務手当予算については、過去の決算状況等を踏まえた上で、業務遂行に必要な予算を計上したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

官用車の長距離運転が常態化していることから安全対策の強化が重要となるが、予算措置は講じているのか。また、どのような対策を講じるのか。

（井上地方課長）

官用車の安全対策については、地方農政局等の要望を踏まえ、切り替えの際、バックカメラや衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置が標準装備となっている車種等の導入に必要な予算を計上したところである。

独立行政法人関係

（轟調査交渉部長（独法担当））

所管法人の 2023 年度予算概算決定は、予算概算要求額より運営費交付金で 77.4 億円減額及び施設整備費補助金で 8.4 億円の減額となっている。運営費交付金については、ほとんどの法人で本年度の予算額を下回っており、農研機構では大幅に減額となっているがその理由は何故か。主務省として、各法人における第 5 期中長期目標・計画等を踏まえた事務・事業の推進や職場環境及び再雇用も含めた雇用・労働条件の改善に資する予算が確保できたのか。また、施設整備費補助金についても、ほとんどの法人で本年度の予算額を下回っており、水研・教育機構において大幅に減額査定されているが、必要な施設の新設及び老朽化施設の更新・改修等に支障を来さない予算を確保できたのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産省所管の 6 独立行政法人の令和 5 年度における運営費交付金については、概算決定額 996 億円、施設整備費補助金については 14.7 億円となっており、また、これらについては、令和 4 年度補正予算においても 87.2 億円が措置されており、農業・食品産業技術総合研究機構も含め各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

なお、水産研究・教育機構における施設整備費補助金については、要求を行った施設の整備に支障を来さない予算が確保できたものと考えている。

（轟調査交渉部長（独法担当））

独立行政法人の運営費交付金について、知財収入等の自己収入のうち控除対象外となる項目及び効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているとしていたが、拡充は図られたのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

独立行政法人に交付される運営費交付金の業務経費を確保するため、自己収入のうち控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについては、法人ごとの状況に応じて要求を行ってきており、要求は概ね認められたものと考えている。

（轟調査交渉部長（独法担当））

各法人において、常勤職員との均等・均衡待遇に係る一時金の支給に必要な予算は確保できたのか。

（佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長）

非常勤職員等の待遇改善に向けた予算については、法人から業務運営の計画や常勤職員との均等を図る必要性等を聞き取り、内容を把握・精査した上で必要な予算要求を行ったところ、各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、第１部を終了する。

当局側として第１部のみの対応となる押切予算課長、玉原統計部管理課長、高山輸出・国際局総務課長、高橋農産局総務課長、天野畜産局総務課長、平山経営局総務課長、佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長は退席する。

退 席：押切予算課長、玉原統計部管理課長、高山輸出・国際局総務課長、
高橋農産局総務課長、天野畜産局総務課長、平山経営局総務課長、
佐藤農林水産技術会議事務局研究調整課長

（三宅秘書課人事企画官）

それでは、第２部を始める。

「令和５年度組織・定員」について、私の方から説明させていただく。

令和５年度組織・定員については、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、所要の体制整備を図ることとしている。

組織については、名称はいずれも仮称であるが、肥料の安定供給体制の構築や堆肥等の国内資源の有効活用を推進するため、農産局農産政策部技術普及課に「肥料調整官」を、輸出５兆円目標の達成に向け、海外における輸出支援体制の強化を図るため、輸出・国際局国際地域課に「海外連携推進室」を、森林地域における盛土等による災害防止を図るため、林野庁森林整備部治山課に「保安林・盛土対策室」を設置することとしている。

定員増については、食料安全保障の強化及び農政改革の更なる推進に向けた体制の強化に 128 人、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向けた体制の強化に 31 人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化に 18 人、その他、スマート農業等の推進のための体制整備に 12 人のほか、デジタル変革等の推進のための

体制整備等に 22 人の計 211 人の増員が措置されたところである。

定員減については、令和 5 年度分の定員合理化数 401 人のほか、府省間振替 27 人、業務改革による減 41 人、アタッシェ合理化減 1 人、時限到来に伴う減 10 人の合計 480 人となったところである。

（渡邊書記長）

今ほど 2023 年度の組織・定員について説明があったが、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、今後は、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

そのような状況の下で、新規増員は 211 人と今年度より 11 人減となり、新規増員要求に対する査定率は、今年度の 54.1%に対し来年度は 51.5%と、ここ数年続いた増加傾向から減少したことは不満である。また、全省庁全体の年度末定員は、昨年に続き 1,051 人の純増となっているが、農林水産省においては、269 人と突出した定員純減数となっており、依然として厳しい状況が継続したままである。

農林水産省全体として、各職場で増加する業務に対し超過勤務が常態化するなど、人員不足が最大の課題となっている中、新規増員要求の満額確保を求めてきたことからすれば、不十分なものと言わざるを得ない。

さらに、地方出先機関においては、食料安全保障の強化、みどりの食料システム戦略、農林水産物・食品輸出、防災・減災及び国土強靱化、カーボンニュートラルの実践や盛土等による災害の防止などで増員となったものの、地方組織に偏重した定員削減割当により、地方農政局、北海道農政事務所、農地事業所及び森林管理局においては純減となるなど厳しい結果となっている。

私からは以上を申し上げ、具体的内容について、担当より伺う。

組織・定員

（関調査交渉部長（非現業担当））

食料安全保障の強化及び農政改革の更なる推進に向けた体制の強化をはじめとする 3 つの重点事項について、各重点事項内の項目毎に本省・地方組織への配置数を示すこと。

（三宅秘書課人事企画官）

配付資料の「1 食料安全保障の強化及び農政改革の更なる推進に向けた体制の強化」のうち、

①の食料安全保障の強化関連については、本省に肥料調整官を設置するほか 8 人、地方に 24 人、

- ②の「みどりの食料システム戦略」及び農地の集約化関連については、本省に1人、地方に35人、
- ③の輸出関連については、本省に海外連携推進室を設置するほか2人、地方に20人、
- ④の防災・減災、国土強靱化関連については、地方に11人、
- ⑤の国内防疫・水際検疫関連については、地方に27人
- となっている。

次に、配布資料の「2 森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向けた体制の強化」のうち、

- ①のカーボンニュートラルの実践や安定的かつ持続的な国産材供給体制の構築関連については、本庁に5人、地方に15人、
- ②の森林地域における盛土等による災害の防止関連については、本庁に保安林・盛土対策室を設置するほか1人、地方に10人
- となっている。

次に、配布資料の「3 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」のうち、

- ①の新漁業法に基づく新たな資源管理システムの構築関連については、本庁に8人、
- ②の我が国周辺水域における外国漁船の動向把握や遵守事項の確認関連については、本庁に6人、地方に4人
- となっている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

第1回労使間意見交換会で示されていた、消費・安全局畜水産安全管理課飼料・薬事室（仮称）、地方農政局における六次産業化及び地産地消に係る組織見直し並びに農村振興部都市農村交流課（仮称）は、要求どおり認められたのか。

（三宅秘書課人事企画官）

いずれも要求どおり認められている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

北海道漁業調整事務所における総務課の廃止及び次長の設置、瀬戸内海漁業調整事務所における指導課の廃止及び漁業監督課の設置は、要求どおり認められたのか。

（三宅秘書課人事企画官）

いずれも要求どおり認められている。

新規増員

（関調査交渉部長（非現業担当））

新規増員について、機会ある毎に要求数の満額確保を求めてきた中、本年度から 11 人減の 211 人と数年続いた増加傾向から減少したことは問題である。この間、農林水産省として、新規増員の確保に向けどのように努力をしてきたのか。

また、内閣人事局が公表した令和 5 年度定員審査結果では、時限増員を含め全体で 9 割弱なのに対し、農林水産省は 6 割強と引き続き厳しい査定結果となっているが、今後、どう改善を図っていくのか。

（三宅秘書課人事企画官）

令和 5 年度の定員要求に当たっては、厳しい査定環境の下、査定当局との間でギリギリの折衝を行った結果、211 人の増員を確保できたところである。

具体的には、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品輸出の更なる拡大等様々な政策課題への対応に加え、家畜伝染病や病害虫に対する水際検疫・国内防疫、国土強靱化、漁業取締り等の諸課題に着実に対応するために必要な定員は確保できたものと考えている。

今後とも、食料安全保障の強化を始めとした、各種主要政策課題の着実な実施に向け、更なる事務・事業の効率化を図りつつ、必要な定員の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

食料安全保障の強化をはじめとする新たな農林水産行政をめぐる諸課題に、本省と地方出先機関が一体となつて的確に対応できる新規増員数となっているのか。特に、欠員が多い北海道農政事務所においても的確に対応できる体制が図られるのか。

（井上地方課長）

令和 5 年度においては、新たな農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応できるよう、地方農政局及び北海道農政事務所の各部に合計で 103 名の増員を行うなどしっかりと確保したところであり、引き続き、必要な体制確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

新規増員 211 人うち、時限増員などの内訳はどのようなになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

新規増員 211 人のうち、時限増員 6 人、ワークライフバランスの推進のための増員 13 人となっている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

新規増員 211 人の本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳はどうなっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

新規増員 211 人の内訳は、本省庁 42 人、植物防疫所 11 人、動物検疫所 18 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局本局 94 人、事業所 7 人、北海道農政事務所 9 人、森林管理局 25 人、漁業調整事務所 4 人となっている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

時限増員 6 人の内訳と時限年次はどのようなになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

時限増員は、農産局 2 人、林野庁本庁 1 人、森林管理局 3 人であり、時限年次は全て令和 9 年度末までである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

ワークライフバランスの推進のための定員と配置の考え方は、どのようなになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

ワークライフバランスの推進のための定員の内訳は、本省庁 2 人、植物防疫所 2 人、動物検疫所 3 人、地方農政局本局 5 人、漁業調整事務所 1 人となっている。

この定員は、産前・産後休暇等を取得する職員の代替要員を確保する場合や、育児短時間・育児時間を取得する職員の代替要員を常勤職員により確保することが必要な場合、産前・産後休暇、育児休業からの復帰後の人的支援が必要な場合において必要な人員を配置する際に活用するなど、働き方改革を推進する観点から措置されたところである。

定員削減

（関調査交渉部長（非現業担当））

定員合理化等により 480 人を減員するとしているが、本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳及び削減の割当ての考え方はどのようなになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

定員合理化等による減員 480 人の内訳については、本省庁 21 人、植物防疫所 5 人、動物検疫所 3 人、地方農政局本局 45 人、県域拠点 319 人、北海道農政事務所本所 15 人、地域拠点 10 人、事業所 16 人、森林管理局 46 人であり、それぞれの配分に当たっては、業務の状況や欠員状況を考慮してメリハリを付けて行うなど、業務に支障が生じないように対応したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

その他減 79 人について、府省間再配置及び業務改革による減は昨年とほぼ同数であるが、府省間再配置 27 人、業務改革による減 41 人の理由と内訳を示すこと。

（三宅秘書課人事企画官）

府省間再配置による減員は、厳しい査定環境の下、査定当局から、当省と親和性のある業務を行っている他府省に定員を振り替えるよう強く求められたことによるものであり、内訳は、内閣府 4 人、公正取引委員会 2 人、個人情報保護委員会 2 人、消費者庁 2 人、デジタル庁 3 人、こども家庭庁 3 人、総務省 8 人、環境省 3 人となっている。

業務改革による減員は、新たな行政ニーズに積極的に対応するため、現行組織における業務内容や職員の年齢構成等を踏まえ業務改革に一層取り組む観点から、当省において独自に実施したものであり、地方農政局の県域拠点の消費・安全チーム及び統計チームにおいて 41 人の減を行ったものである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

時限到来減についても、昨年の 11 人とほぼ同数の 10 人であるが、その理由と 10 人の内訳を示すこと。

また、令和 4 年度末において時限を迎えるポストについては、期限の延長を含めどのような状況となっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

令和 4 年度末で期限到来となる定員は、東日本大震災関連や九州北部豪雨関連など 17 人であった中で、査定当局との間で折衝を行った結果、東日本大震災関連のうち 5 人、九州北部豪雨関連のうち 3 人、その他 2 人の計 10 人が時限到来減となった一方で、東日本

大震災関連で3人、九州北部豪雨関連で4人の計7人については延長が認められたところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

業務改革による再配置数（自律的再配置）及び活用は、どのようになっているのか。再配置数及び考え方と内訳を示すこと。

（三宅秘書課人事企画官）

平成26年7月25日に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、各府省は自律的な組織内の再配置要求を行い、これを合理化目標数の一部に活用できることとなっている。

令和5年度については、農政推進のための地方参事官室の体制整備で78人、「活かすDB」を活用したEBPMの推進で1人、水田農業政策の情報発信・指導体制強化で1人、地方農政局における経営所得安定対策業務の見直しによる体制整備で8人、林業経営の育成と労働対策等を一体的・総合的に実施するための体制整備等で8人、デジタル化等による効率化を推進するための森林管理局の業務執行体制の見直しで26人、漁業調整事務所の業務執行体制の強化等で7人が再配置されている。

再任用

（関調査交渉部長（非現業担当））

定員の確定を踏まえ、再任用希望者への条件提示となるが、新規のフルタイム希望者及び今年度のフルタイム職員全員が希望どおりの再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

また、短時間での再任用となる場合、希望勤務地での再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

（河南秘書課長）

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に生かせるよう、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案し、検討を進めているところである。

また、短時間勤務再任用の令和5年度定数については、必要数の2,190を確保したところであり、各部局の業務状況や職員の配置状況を踏まえつつ、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

2023 年度から定年引上げがスタートするが、定年前再任用短時間勤務に必要な定数は確保できているのか。

また、2023 年度に 60 歳に達する者への最終的な意思確認及び定年前再任用短時間勤務を希望する者への条件提示は、いつどのように行うのか。

（河南秘書課長）

定年前短時間勤務再任用の令和 5 年度定数については、昨年 6 月に実施した意思確認の結果を踏まえ、必要数の 9 を確保したところである。

また、令和 5 年度に 60 歳に達する者への意思確認及び定年前再任用短時間勤務を希望する者への条件提示については、これまでの再任用に関する手続きを参考としつつ、必要となる定数等の確保や本人の希望を踏まえた人事企画ができるよう、適切な時期等について今後検討していくこととしている。

人事交流

（関調査交渉部長（非現業担当））

地方環境事務所など環境省へ派遣されている人数は、来年度も変わりはないのか。

（河南秘書課長）

環境省福島地方環境事務所への職員派遣については、再任用者を含め、現時点で 44 人と多数の職員を派遣しているところであるが、福島県の復旧・復興を進めるべく、今後とも最大限努力していく考えである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

2023 年度の人事異動にあたっては、国営土地改良事業所等も含め、組合員の理解と納得のもとに進めること。

（河南秘書課長）

人事異動にあたっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、職務希望等調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

国営土地改良事業所等

（関調査交渉部長（非現業担当））

国営土地改良事業所等における新規増員は、10 人の要求に対し 7 人にとどまっている。

予算の増額が続く中、欠員が一向に解消がされず人員不足が最大の課題となっているが、今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。国営土地改良事業所等の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（神田農村振興局総務課長）

令和５年度については、農地・農業用施設に係る豪雨等による自然災害に対する防災・減災及び国土強靱化などに対応するため、７人の新規増員が認められたところである。

引き続き、定員確保に加え、新規採用者や中途採用者の確保、フルタイム再任用職員の拡大など、業務の円滑な遂行に支障が生じないように、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めるとともに、入札・契約手続の効率化や、現場技術業務である工事の発注・監督事務の外注化を行うなど、事業の執行に支障を生じさせないように努めてまいりたい。

これらの措置を通じて、引き続き各事業所の業務運営に支障が生じないように、必要な業務体制を整備していく考えである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

来年度に設置される２事業所及び１建設所について、設置時期や人員配置はどのように考えているのか。

また、廃止される１事業所及び６支所の廃止時期は、２０２３年３月３１日との理解でよいのか。

なお、先に要請した閉鎖事業所の課題改善を図るとともに、人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（神田農村振興局総務課長）

令和５年度に新設する２事業所及び明治用水頭首工の復旧工事を行うための建設所については、本年４月１日に設置することとしており、他方、廃止事業所等は、本年３月３１日まで事業を実施し、同日に廃止することとしている。

また、新設事業所等の人員体制については、事業所についてはこれまで同様基本となる９ポストを、建設所については明治用水頭首工の早期復旧を図るため、基本の６ポストではなく例外として１５ポストを要求し認められたものであり、これら全てのポストに人員を配置することとしている。

なお、閉鎖事業所についてはこれまで同様、事業所の閉鎖が円滑に行えるよう努めるとともに、人事異動については適材適所となるよう職務希望等調書を基に、職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

閉鎖予定の事業所等の人員配置については、過年度からの継続案件を含め完了に向け多様な業務を確実に行う必要があるなど、予算規模だけでなく事業の進捗状況や閉鎖事業を含む事業完了業務を見込んだ配置を行うことが必要であるが、人員不足が解消できない中でどのような対策を講じるのか。

（神田農村振興局総務課長）

閉鎖事業所については、閉鎖までのスケジュールを考慮し、所内会議等において、業務の進捗状況を把握するとともに、業務内容を確認し共通認識を得ることとしている。また、新たな課題が発生した場合にはその都度、方針を確認し、手戻りや過重作業とならないよう地方農政局本局担当課等と連携し、円滑な業務運営を進めているところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

来年度の国営土地改良事業所等の定員配分をどのように考えているのか。

また、新規採用者等の配分はどのようなになっているのか。

（神田農村振興局総務課長）

国営土地改良事業所については、新たな行政ニーズに対応するために必要な定員の確保に努めるとともに、引き続き新規採用者及びフルタイム再任用職員の拡大を図るなど、円滑な業務の遂行に支障が生じないよう人員配置に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

土木系技術職員の平均年齢が年々高くなり中堅職員も不足していることから、技術継承のためにも新規採用者及び社会人採用者を確実に確保し人材を育成することが重要と考える。この間、技術を習得した若手あるいは中堅職員の退職を指摘してきたが、どのような改善策を講じているのか。

また、今後の人材確保及び人材育成をどのように考えているのか。

（神田農村振興局総務課長）

職員の極端に少ない年齢層の平準化を図るため、これまで以上に中途採用者の確保を図るとともに、若手職員への業務の継承が行えるよう、引き続きＯＪＴを含め計画的な研修による人材育成に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

全国で頻発・激甚化する自然災害からの復旧対応のために、市町村等への技術支援派遣が行われているが、当該派遣業務に必要な定員は確保されているのか。

（神田農村振興局総務課長）

全国で頻発・激甚化する自然災害に対して、被害状況を迅速に把握するとともに、災害復旧を早急に進めるため、農林水産省では、被災市町村等に対して、MAFF-SATを派遣し、農地・農業用施設等の被害調査等の支援を行っている。

なお、令和５年度組織・定員要求において、近年の自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、地方農政局及び事業所の体制を強化し、農地・農業用施設における災害復旧の迅速化等に必要な定員 11 人を確保したところである。

植物防疫所・動物検疫所

（関調査交渉部長（非現業担当））

植物防疫所における新規増員は、21 人の要求に対し 11 人にとどまっている。輸出入検疫体制の強化や輸出促進等に伴う検疫業務が増加する中、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が引き続きの課題となっているが、国際線の復便、外国来郵便物の検疫強化や植物防疫法の改正に伴う業務量の大幅な増加に対して、どのような業務体制や対策を考えているのか。植物防疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようなのか。

（平中消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、植物防疫法の改正に伴う体制整備として門司植物防疫所鹿児島支所に 1 人、横浜植物防疫所リスク分析部に 1 人の新規増員、訪日外国人旅行客増に対応した体制強化等のための定員として、横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所に 1 人、塩釜支所に 1 人、塩釜支所弘前出張所に 1 人、羽田空港支所に 3 人、名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所に 1 人、神戸植物防疫所広島支所境港出張所に 1 人、那覇植物防疫事務所那覇空港出張所に 1 人の新規増員が本年 10 月 1 日から認められたところであり、これらの官署への配置を予定している。

また、人員が限られている中で、その配置については、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して対応しているところであり、今回の組織・定員要求においても川崎東郵便局の業務を効率的に進めるため、業務を横浜植物防疫所本所から羽田空港支所に移管するとともに、その要員の振替要求を行い、認められたところである。今後の人員配置についても、

業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、極めて厳しい採用事情の中、既卒者の採用や選考採用など最大限の努力を図りつつ、引き続き各所の業務量を勘案しながら人員を調整し、応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、業務量に見合った人員となるよう割当てを行ったところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

動物検疫所における新規増員は、31 人の要求に対し 18 人にとどまっている。海外での A S F の発生など輸出入検疫体制の強化や輸出促進等に伴う検疫業務の増加、また昨年秋から多発している高病原性鳥インフルエンザへの対応等、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が最大の課題となっているが、国際線の復便、外国来郵便物に対する検疫強化に伴う業務量の大幅な増加などに対して、どのような業務体制や対策を考えているのか。動物検疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようなのか。

（平中消費・安全局総務課長）

動物検疫所においては、訪日外国人旅行客増に対応した体制強化のため北海道・東北支所に 2 人、成田支所に 1 人、羽田空港支所に 1 人、中部空港支所に 1 人、関西空港支所に 3 人、神戸支所に 1 人、門司支所に 4 人、沖縄支所に 1 人、国際郵便物の検査強化のため横浜本所に 1 人、羽田空港支所に 1 人、輸出促進のための輸出畜産物検査体制構築のため成田支所に 1 人、羽田空港支所に 1 人の新規増員が認められたところである。

人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、極めて厳しい採用事情の中にあって、既卒者を採用するなど、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行っているところである。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、業務量に見合った人員となるよう割当てを行ったところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

植物防疫所及び動物検疫所は、水際での検疫強化に伴い、口頭質問や手荷物の確認・検疫など相当量の業務増大が現場から報告されているが、どのような業務体制や対策を考えているのか。事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（平中消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、地方空港を含めた空港での水際検疫の体制強化に係る増員要求を行い、9人の新規増員が認められたところである。なお、令和4年度補正予算において水際検疫を効率的に実施するための機材を整備する経費を措置しているところである。

動物検疫所においては、空港での水際検疫の体制強化のため14人の新規増員が認められたところである。

今後も人員配置については、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、業務の効率化により職員の業務負担軽減に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

植物防疫所及び動物検疫所の2023年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（平中消費・安全局総務課長）

人事異動については、本人の意向も参考にしつつ、業務への適性、職務経験等を踏まえ、適材適所の考え方に従って実施しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

漁業調整事務所

（関調査交渉部長（非現業担当））

漁業調整事務所における新規増員は、6人の要求に対し4人にとどまっているが、悪質・巧妙化する外国漁船に対する確に漁業取締業務を実施するため、今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。漁業調整事務所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（河村水産庁漁政課長）

我が国漁船の操業の安全を確保するため、用船に乗船する安全操業調整官等が認められたところである。引き続き、必要な定員の確保に加え、新規採用者の確保などにより業務遂行に支障が生じないように努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

北海道漁業調整事務所の総務課及び瀬戸内海漁業調整事務所の指導課が廃止されるが、業務運営上の課題は生じないのか。

（河村水産庁漁政課長）

北海道漁業調整事務所については、総務課は廃止するものの新たに次長を配置し、従前の総務課長の業務も実質的に担いつつ、所長を補佐し、所内業務を一体的に管理指導する体制に見直したものであり、業務運営上の課題は生じない。

瀬戸内海漁業調整事務所については、指導課の漁場環境保全業務について、従来対応していた赤潮被害や油濁被害の発生が近年減少していることを踏まえ、業務実施体制の見直しを行い、漁場環境保全業務を資源課に移管することとしたものであり、業務運営上の課題は生じない。なお、指導課を廃止する一方、新たに漁業監督課を設置することにより、漁業取締業務について、海上保安庁や警察署などの関係機関との合同取締や逮捕・拘留時の留置施設、被疑者受け入れの調整・連絡といった業務の連携を強化することにより効率的な取締体制を構築することとしている。

（関調査交渉部長（非現業担当））

漁業取締り時の安全を確保するため、この間、用船における漁業監督指導官の3人乗船体制を目指し要求していたが、実現可能な人員配置となっているのか。

また、週休日に加え、十分に年次休暇を取得できる状況となるのか。

（河村水産庁漁政課長）

漁業取締体制の強化を図るとともに漁業取締時の安全を確保するために、用船に乗船する安全操業調整官5名が認められたところである。引き続き複数名の乗船体制の整備に努めてまいりたい。

また、年次休暇等については、引き続き計画的に取得できるよう環境整備に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

船舶予備員について、不測の事態に乗組員が安心して下船することができる十分な船舶予備員が確保できたのか。

（河村水産庁漁政課長）

船舶予備員については、白鷺丸、鳳翔丸の増隻見合い分として海事職（一）1名が認められたところである。今後とも、乗組員の不測の事態に対応できるよう船舶予備員の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

2023年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（河村水産庁漁政課長）

人事異動については、本人の意向を確認しつつ、業務への適性、人事評価の結果等を総合的に勘案し、適材適所の原則に従い適切に対応してまいりたい。

級別定数改定要求

（関調査交渉部長（非現業担当））

級別定数の査定結果はどうなったのか。

特に、地方農政局の組織再編により管区機関に位置付けられることとなった県域拠点や北海道農政事務所及び地域拠点、国営土地改良事業所等の処遇改善が実現できる定数が確保できたのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定が実現するよう、引き続き最大限の対応を要請する。

（河南秘書課長）

全体としては、必要な級別定数が認められたところである。

なお、地方農政局、北海道農政事務所についても、一定の級別定数が認められたところであるが、県域・地域拠点や農地事業所等を含め、級別定数の確保に向けて引き続き努力してまいりたい。

昇格基準の緩和については、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

定年引上げが来年度からスタートするが、役職定年に伴う役降りに対し必要となる級別定数は確保できているのか。

（河南秘書課長）

定年年齢の引上げに伴い必要となる級別定数については、令和6年度に向けてその確保に努めてまいりたい。

人事異動

（関調査交渉部長（非現業担当））

現在、4月期の人事異動に向け作業中のことと思うが、人事異動にあたっては、必要に応じて面談を行うなど丁寧な対応を行うとともに、組合員の理解と納得のもとに行うこと。

また、転居を伴う人事異動にあたっては、引越業者の確保などに向けた赴任期間の弾力的運用はもとより、農林水産省として、内示の早期化や人事異動、引越の分散化に取り組むよう重ねて要請する。

（河南秘書課長）

人事異動に当たっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、職務希望等調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

なお、高齢職員の割合が高く、定年退職者に続く人事異動となるため、4月期の人事異動が多い状況となっているが、転居を伴う異動の場合には、赴任期間を有効に活用することや、赴任期間内での引越が困難な場合には、延長の申出ができることとしており、改めて周知してまいりたい。

（渡邊書記長）

今後も厳しい定員事情のもとで農林水産行政を巡る諸課題に的確に対応しなければならないが、本日の労使間意見交換会後も我々労働組合との十分な論議の上、対応するよう求めておく。

また、2023年度の業務運営にあたっては、4月以降の円滑な業務執行体制の確立が重要となるので、我々も今回の予算概算、組織・定員決定を踏まえた課題把握をするため、意見集約に取り組むこととする。各職域の課題を改善する観点から、3月中旬に業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会の開催を要請する。

（河南秘書課長）

本日は、「令和5年度農林水産予算概算決定」と「令和5年度組織・定員」について意見交換し、それぞれに貴重な意見をいただいたところである。

今後とも、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の対応に向けて、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えている。

このため、御要請を踏まえ、業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会を3月中旬に行うことを検討したい。

なお、地方農政局等の維持・活性化への対応については、新たな行政ニーズに積極的に対応する観点から、皆さんとも意見交換をしながら、適切に対応してまいりたい。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、令和4年度第2回労使間意見交換会を終了する。

— 以 上 —